

新型コロナウイルス感染症の感染予防により

「育児休業からの復帰期限」と 「求職活動の勤務証明書提出期限」を 特例として延長します

標題について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ特例対応を行います。

令和2年4月30日時点での対応をお知らせしますので、踏まえた対応をお願いします。

育 児休業復帰期限の延長

育児休業中で申し込んだ場合、復職の期限を下記の期限まで延長します。

4, 5, 6月認定開始の方

→令和2年8月14日までに職場復帰することが条件
(特例対応の前は5月14日まで)

※令和2年8月31日(月)までに復職証明書を御提出ください。

求 職活動の勤務証明書提出期限の延長

求職中で申し込んだ場合、勤務証明書(「勤務」にチェックが入ったもの)の提出期限を約1か月延長します。

【原則】4月認定開始の方

→令和2年6月10日までに「認定変更申請書」及び
「勤務(内定)証明書」を提出することが条件
(特例対応前は5月15日まで)

5月認定開始の方

→令和2年7月10日までに「認定変更申請書」及び
「勤務(内定)証明書」を提出することが条件
(特例対応前は6月15日まで)

【例外】上記期限までに勤務を開始できない方

就労先未定だが、認定期間3か月経過後も引き続き求職活動を行う方は、手続の上、認定期間をさらに3か月延長します。
(手続については、対象者に別途通知を差し上げます。)

※6月以降については、状況を踏まえ別途お知らせします。